

# 福岡県公報

平成二十二年六月二日  
第三千百十七号  
増刊 ①

## 目次

雑報

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(消防防災課) ……………

## 雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年六月二日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 麻生 渡

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「保健環境福祉班を、」を「保健福祉環境班を、県の保健福祉事務所に保健福祉班を、」に改め、「土木事務所内に土木建築班を」を「県土整備事務所内、ダム建設事務所内及び港務所内に県土整備建築班を」に改める。

第十二条の二の見出しを「(保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班の名称、管轄区域及び組織等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

保健福祉環境班、保健福祉班及び県土整備建築班(以下、「出先機関各班」という)の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称

管轄区域

筑紫保健福祉環境班  
粕屋保健福祉班

福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域  
福岡県粕屋保健福祉事務所の管轄区域

糸島保健福祉班

福岡県糸島保健福祉事務所の管轄区域

宗像・遠賀保健福祉環境班

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域

嘉穂・鞍手保健福祉環境班

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域

田川保健福祉班

福岡県田川保健福祉事務所の管轄区域

北筑後保健福祉環境班

福岡県北筑後保健福祉環境事務所の管轄区域

南筑後保健福祉環境班

福岡県南筑後保健福祉環境事務所の管轄区域

京築保健福祉環境班

福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域

福岡県土整備建築班

福岡県福岡県土整備事務所の管轄区域

久留米県土整備建築班

福岡県久留米県土整備事務所の管轄区域

南筑後県土整備建築班

福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域

直方県土整備建築班

福岡県直方県土整備事務所の管轄区域

京築県土整備建築班

福岡県京築県土整備事務所の管轄区域

朝倉県土整備建築班

福岡県朝倉県土整備事務所の管轄区域

八女県土整備建築班

福岡県八女県土整備事務所の管轄区域

北九州県土整備建築班

福岡県北九州県土整備事務所の管轄区域

田川県土整備建築班

福岡県田川県土整備事務所の管轄区域

飯塚県土整備建築班

福岡県飯塚県土整備事務所の管轄区域

那珂県土整備建築班

福岡県那珂県土整備事務所の管轄区域

五ヶ山ダム建設県土整備建築班

福岡県五ヶ山ダム建設事務所の管轄区域

伊良原ダム建設県土整備建築班

福岡県伊良原ダム建設事務所の管轄区域

苅田港務県土整備建築班

福岡県苅田港務所の管轄区域

流域下水道県土整備建築班

福岡県流域下水道事務所の管轄区域

別表第一企画部の項中

企業局長

企業局次長

を

企業局長

企業局管理課長

に改める。

別表第三県土整備部の項中

<p>農林班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 農林関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関すること。</li> <li>二 救助用食糧の確保及び供給に関すること。</li> <li>三 総括班の応援に関すること。</li> </ul>	<p>農林班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 農林、漁業関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関すること。</li> <li>二 救助用食糧の確保及び供給に関すること。</li> <li>三 総括班の応援に関すること。</li> </ul>	<p>別表第四中</p>	<p>建築指導班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。</li> <li>二 建築物の災害防止に関すること。</li> <li>三 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。</li> <li>四 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>五 被災市街地における建築制限に関すること。</li> <li>六 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。</li> </ul>	<p>建築指導班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。</li> <li>二 建築物の災害防止に関すること。</li> <li>三 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。</li> <li>四 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>五 被災市街地における建築制限に関すること。</li> <li>六 住宅金融公庫の特別融資に関すること。</li> </ul>	<p>同表建築都市部の項中</p>	<p>河川開発班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 建設中のダムの災害応急復旧措置に関すること。</li> </ul>	<p>河川開発班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 建設中のダムの災害応急復旧措置に関すること。</li> <li>二 県営地方用水施設の災害応急復旧施設に関すること。</li> </ul>
に	を		に改める。	を		に改め、	を

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 水防活動に関すること。</li> <li>二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。</li> </ul>	<p>保健福祉環境班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害救助法の適用に係る調査報告に関すること。</li> <li>二 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関すること。</li> <li>三 災害救助法に基づく業務命令に関すること。</li> <li>四 災害救助物資の調達に関すること。</li> <li>五 社会福祉施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>六 義援物資の受付、出納及び保管に関すること。</li> <li>七 災害救助に関する他班との連絡調整に関すること。</li> <li>八 医療、助産及び埋葬に関すること。</li> <li>九 食品衛生、飲料水等に関すること。</li> <li>十 災害者の栄養指導に関すること。</li> <li>十一 防疫及び清掃に関すること。</li> <li>十二 救護班の編成及び救護の実施に関すること。</li> <li>十三 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関すること。</li> <li>十四 その他保健衛生に関すること。</li> </ul>	<p>保健福祉環境班</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害救助法の適用に係る調査報告に関すること。</li> <li>二 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関すること。</li> <li>三 災害救助法に基づく業務命令に関すること。</li> <li>四 災害救助物資の調達に関すること。</li> <li>五 社会福祉施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>六 義援物資の受付、出納及び保管に関すること。</li> <li>七 災害救助に関する他班との連絡調整に関すること。</li> <li>八 医療、助産及び埋葬に関すること。</li> <li>九 食品衛生、飲料水等に関すること。</li> <li>十 災害者の栄養指導に関すること。</li> <li>十一 防疫及び清掃に関すること。</li> <li>十二 救護班の編成及び救護の実施に関すること。</li> <li>十三 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関すること。</li> <li>十四 その他保健衛生に関すること。</li> </ul>
	に	を

小計	医療指導班	医療指導班	健康増進班	健康増進班
三	一		一	三
一三	三	三	三	一〇
四一	七	七	一〇	一〇
	全員	全員	全員	全員

別表第五保健医療介護部の項中

県土整備建築班

- 一 水防活動に関すること。
- 二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。
- 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。
- 四 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。
- 六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。
- 七 独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資に関すること。
- 八 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
- 九 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。

土木建築班

- 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。
- 四 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。
- 六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。
- 七 住宅金融公庫の特別融資に関すること。
- 八 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
- 九 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。

を に を に を に 改める。

営繕設備班	県営住宅班	住宅計画班
二	二	五
九	四	一三
全員	全員	全員

同表建築都市部の項中

小計	小計
三五	二七
八二	七六
八四	七八

砂防班	高速道路対策班	水資源対策班
四	二	一
八	二	一
八	二	二
全員	全員	全員

砂防班	高速道路対策班	水資源対策班
二		
八	二	一
八	二	二
全員	全員	全員

河川班
一三
二七
二七
全員

河川班
二二
二五
二五
全員

道路維持班
八
一六
一六
全員

道路維持班
六
一二
一二
全員

同表県土整備部の項中

小計
五
一三
四一

を に を に を に を に を に を に 改める。

班名	配備要員定数(人)			
	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
筑紫保健福祉環境班	二	四	二五	全員
粕屋保健福祉班	二	四	一五	全員
糸島保健福祉班	二	四	一〇	全員
宗像・遠賀保健福祉環境班	二	四	二五	全員
嘉穂・鞍手保健福祉環境班	二	四	二五	全員
田川保健福祉班	二	四	二〇	全員
北筑後保健福祉環境班	二	四	二〇	全員
南筑後保健福祉環境班	二	四	二五	全員
京築保健福祉環境班	二	四	一五	全員
福岡県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
福岡県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
(前原支所)	一〇	所属職員の数	全員	全員
福岡県土整備建築班	全員	所属職員の数	全員	全員
(鳴瀬・猪野ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
福岡県土整備建築班	全員	所属職員の数	全員	全員
(瑞梅寺ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員

同表中出先機関各班配備要員数を次のように改める。  
 三 出先機関各班配備要員数

一三三	二〇九	三五四
一〇三	二〇三	三四八

に改める。

同表合計の項中

住宅計画班	二	六	全員
県営住宅班	三	一〇	全員
営繕設備班	四	一〇	全員

に改める。

久留米県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
久留米県土整備出張所	全員	所属職員の数	全員	全員
南筑後県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
南筑後県土整備出張所	一〇	所属職員の数	全員	全員
直方県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
直方県土整備出張所	全員	所属職員の数	全員	全員
(力丸・犬鳴ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
直方県土整備建築班	全員	所属職員の数	全員	全員
(福智山ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
京築県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
京築県土整備出張所	一〇	所属職員の数	全員	全員
(行橋支所)	一〇	所属職員の数	全員	全員
朝倉県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
八女県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
八女県土整備出張所	全員	所属職員の数	全員	全員
(日向神ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
北九州県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
北九州県土整備出張所	一〇	所属職員の数	全員	全員
(宗像支所)	一〇	所属職員の数	全員	全員
北九州県土整備建築班	全員	所属職員の数	全員	全員
(ます淵ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
田川県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
田川県土整備出張所	全員	所属職員の数	全員	全員
(油木ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
田川県土整備建築班	全員	所属職員の数	全員	全員
(陣屋ダム管理出張所)	全員	所属職員の数	全員	全員
飯塚県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員
飯塚県土整備出張所	一〇	所属職員の数	全員	全員
那珂県土整備建築班	一〇	所属職員の数	全員	全員

那珂県土整備建築班 (南畑ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
那珂県土整備建築班 (山神・牛頸・北谷ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
五ヶ山ダム建設県土整備建築班	三	五	全員	全員
伊良原ダム建設県土整備建築班	三	五	全員	全員
苅田港務県土整備建築班	五	所属職員の半数	全員	全員
流域下水道県土整備建築班	二	所属職員の半数	全員	全員

注一 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。

- 二 配備要員定数には、班長を含まない。
- 三 所属職員の半数の算定は端数を切り上げる。
- 四 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。
- 五 上記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第六福祉労働部の項中

福祉総務班

福祉総務課企画広報監

を

福祉総務班

福祉総務課副課長

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。